

(仮称) 小金井市新福祉会館管理運営基本方針

平成31年3月

小金井市

はじめに

小金井市福社会館は耐震上の問題や施設の老朽化等を理由として平成28年3月に閉館し、小金井市の地域における福祉活動等の拠点であった機能の早急な機能回復が求められています。

一方、保健福祉に関するニーズが多様化してきていることなどを背景として、新たな施設は分野をまたがる総合的なサービスの提供を行うことを目的に保健福祉施設の複合化・多機能化を目指す必要があります。

平成30年3月に策定した「(仮称)小金井市新福社会館建設基本計画」で掲げた新たな施設の基本理念である「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」の実現に向け、第4次小金井市基本構想「福祉と健康」分野の施策の大綱に掲げている「制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、子育て・子育て支援を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って安心して過ごせる、誰もが健やかに安心して暮らせる思いやりのあるまちづくり」を進めるための課題と目指すべき方向性の実現に向けた施設として、将来を見据え、地域住民や様々な関係団体との連携・協働により地域福祉を効果的に推進するための施設として整備します。

本施設は、市の中心部に位置する「庁舎建設予定地」に新庁舎と合わせて整備することから、多機能・複合化施設としての特性を最大限に活かすための最適な運用のルール等を構築する必要があります。

この基本方針は、新たに整備する施設の管理運営の目標やその実現に向けた体制づくり、基本的な事項についての考え方をまとめたものであり、今後はこの基本方針を踏まえて、更に詳細な検討を進めていきます。

目 次

第 1 章 施設の概要

1 施設整備の概要	1
(1) 施設整備の目標	1
(2) 整備の概要	1
2 施設の機能と配置について	2
(1) 導入機能	2
(2) 機能の配置等について	5
(3) 施設利用のための施設整備方針	6

第 2 章 管理運営体制について

1 管理運営の目標	8
2 管理運営体制の検討	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 最適な管理運営体制の導入について	8
(3) 業務範囲の検討	10
(4) 管理運営体制の方向性について	11

第 3 章 施設の管理運営に関する基本事項

1 施設の開館時間・休館日	12
(1) 集約化対象施設等の現状	12
(2) 開館時間と休館日の考え方	12
(3) 施設の開館時間・休館日	13
2 諸室の貸出	14
(1) 貸出対象の諸室と利用想定	14
(2) 利用時間区分	14
(3) その他の貸出対象施設等	15
(4) 申込方法	15
(5) 利用料金に関する基本方針	15
3 多機能・複合化による事業連携	16
(1) 施設内における機能連携	16
(2) 新庁舎との機能連携	16
4 災害時危機管理	17

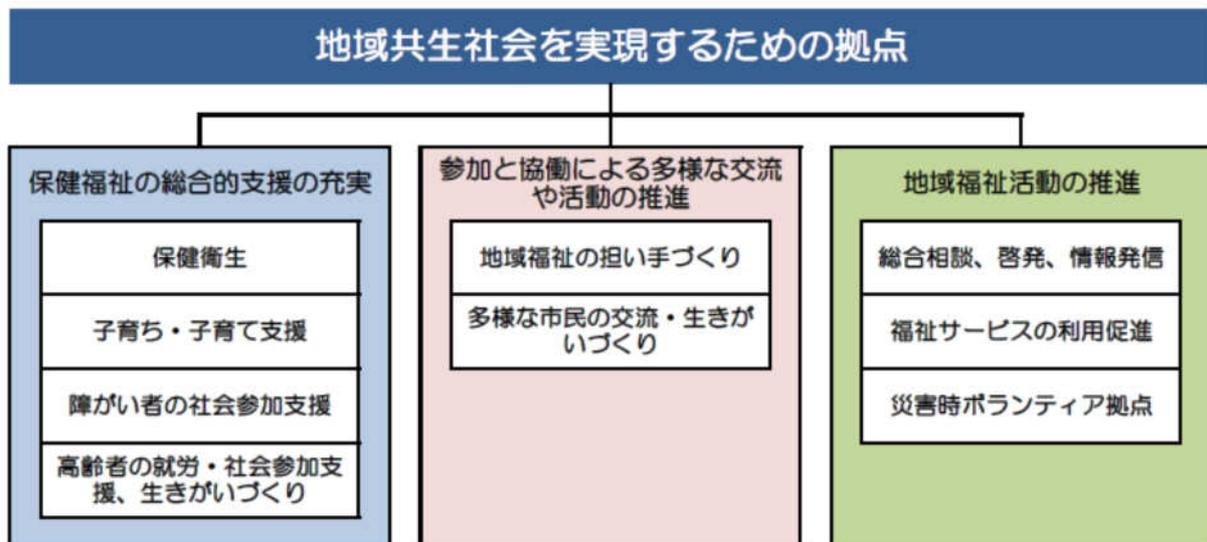
※内容については、今後の検討により、変更される場合があります。

第1章 施設の概要

1 施設整備の概要

(1) 施設整備の目標

施設の基本的な機能である「保健福祉の総合的支援の充実」、「参加と協働による多様な交流や活動の推進」、「地域福祉活動の推進」は、地域が抱える課題の解決力、地域を地盤とする包括的支援、地域丸ごとのつながりなどを強化していくこととなり、将来的に求められる地域共生社会の実現に欠かせないものです。あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築しつつ、健康づくり・生きがいくりの機会を提供する「地域共生社会を実現するための拠点」としていきます。



(2) 整備の概要

(仮称) 新福祉会館は、市域のどこからでも訪れやすい中心地である「庁舎建設予定地」(蛇の目ミシン工業工場跡地)に、機能に関連する市内の公共施設を集約化したうえ、新たに建設される市庁舎と同敷地に多機能・複合化して建設する計画です。(仮称) 新福祉会館内の自立した機能を充実させる効果に加え、市の中心的な行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎との多機能・複合化により、必要に応じた行政との緊密な連携や支援など、福祉と行政のつながりの強化、市民サービスや利便性の向上が可能となり、(仮称) 新福祉会館の役割である地域共生社会を実現するための拠点に相応しい施設となります。

2 施設の機能と配置について

(1) 導入機能

(仮称) 新福祉会館へ導入を予定している各機能の主な業務内容及び想定スペースは次のとおりです。対象施設の集約化と合わせ、各機能の充実を図ります。

ア 保健福祉の総合的支援の充実

機能名称	主な事業内容	主な諸室	
		専用	機能間共有
保健センター	<p>【母子保健事業】健康診査、両親学級、妊婦面談、保健相談、離乳食教室等</p> <p>【成人保健事業】がん検診（検診車）、集団健康診査、健康相談、栄養相談、健康講演会、健康教育事業等</p> <p>【上記以外の事業】歯科衛生事業、BCG接種、結核検診（検診車）、食育推進事業、献血（献血車）、畜犬登録、災害時医療救護本部訓練等</p> <p>【子育て世代包括支援センター事業】</p> <p>母子保健分野と子育て支援分野の切れ目のない両面支援事業の実施</p>	事務室 各種健診室等	会議室 02
子ども家庭支援センター	<p>【相談事業】総合相談、専門相談（心理相談）等</p> <p>【子育て支援事業】育児支援ヘルパー、子どもショートステイの受付相談、育児不安親支援事業等</p> <p>【ひろば事業】親子遊びひろば「ゆりかご」の提供、育児教室や各種講座等の開催、子育てに関する情報交換及び提供、地域支援、ボランティア育成等</p> <p>【子育て世代包括支援センター事業】</p> <p>母子保健分野と子育て支援分野の切れ目のない両面支援事業の実施</p>	事務室 相談室 保育室 ひろばスペース	事業用多目的スペース等 作業準備室
ファミリー・サポート・センター	<p>【ファミリー・サポート・センター事業】 依頼会員向け説明会、協力会員向け講習会、利用相談や援助活動の打ち合わせ等相互援助活動支援、依頼会員と協力会員の交流会</p>	事務室	
福祉共同作業所	<p>【生活介護事業】創作活動の提供、軽作業等の生産活動の提供、余暇活動の提供、健康管理のための必要な支援の提供</p> <p>【就労継続支援 B 型事業】作業等の生産活動の提供、就労へ向けての支援の提供、余暇活動の提供、健康管理のための必要な支援の提供</p>	事務室 作業室 倉庫 休憩室 相談室 専用トイレ 更衣室 給湯室	-
シルバー人材センター	<p>【高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく各種事業の実施】</p> <p>執務（公益、法人事業）、入会説明会、就業相談、理事会、会員交流、各種教室事業（英会話、学習、パソコン、囲碁）、各作業班別会議・研修、安全管理委員会、総務部会、事業部会等</p>	事務室 作業室	会議室 03
悠友クラブ連合会	<p>【老人クラブに対する援助等、各種事業を実施】</p> <p>・連合会運営に係る事務のほか、理事会、常任理事会、福祉部会、文化部会、広報部会、軽スポーツ部会、レク部会等の各種会議の開催</p>	事務室 倉庫	

イ 参加と協働による多様な交流や活動の推進

機能名称	主な事業内容	主な諸室	
		専用	機能間共有
ボランティア・市民活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動に関する相談窓口 ・ボランティア・市民活動関連講座の開催 ・各種イベントやボランティアの募集情報、助成金の情報等の広報・情報発信 ・ボランティア活動等の保険申し込み受付 ・その他 	事務室	ボランティア作業室等
(仮称) 市民協働支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 【相談事業】一般相談、専門相談、資金調達に係る支援 【協働のコーディネート事業】市民活動団体等と行政間のコーディネート、市民活動団体等間のコーディネート 【情報収集・発信機能等】市民協働に係る個人、団体及び一般市民に対する情報収集、発信等 【市民活動団体活動支援事業】市民活動団体等の活動の支援 【人材発掘・養成事業】市民協働の担い手等の人材育成支援（研修、セミナー、講演会等の開催） 【調査研究・政策提案事業】広く一般的な社会情勢や社会的課題についての調査・研究を実施し、中間的な立場で行政への積極的な政策提案 	事務室 相談室	
活動スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる市民が集える各種イベントや、福祉と健康に関する講演会・講座・研修等を実施できる場の提供 ・福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場の提供 	多目的室 家事実習室 マルチスペース	

ウ 地域福祉活動の推進

機能名称	主な事業内容	主な諸室		
		専用	機能間共有	
福祉総合相談窓口	・個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援、市の関係部署や適切な相談機関につなぐコーディネート機能を有する窓口の設置	事務室 相談室	会議室 01	
自立相談サポートセンター	【自立相談支援事業】生活困窮者の自立に向けた相談支援 【住居確保給付金の支給】住居確保及び就労機会の確保に向けた相談・面接等 【家計相談支援事業】支援計画の作成、相談支援 【低所得者・離職者対策事業（受験生チャレンジ支援貸付事業）】低所得者及び離職者の子どもに対する学習塾等費用・受験費用の貸付 【生活福祉資金貸付事業】低所得者や高齢者、障がい者世帯の生活安定と経済的自立のため利用目的にあった資金貸付	事務室 相談室		
権利擁護センター	【福祉サービス総合支援事業】利用者サポート事業、福祉サービス利用援助事業、苦情対応・専門相談事業 【成年後見活用あんしん生活創造事業】成年後見人等の支援、地域ネットワークの活用、運営等審査会（運営委員会）の設置及び運営、後見人等候補者養成事業、その他独自の取組	事務室 相談室		
障害者就労支援センター	小金井市障害者就労支援センターを設置し、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する。 【就労面の支援】職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 【生活面の支援】日常生活の支援、安心して職業生活を続けられるための支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計や本人の自己決定支援	事務室 相談室		
福祉オンブズマン	【社会福祉法第 82 条（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）】 小金井市福祉サービス苦情調整委員（事務局）を設置し、市が実施し、又は関与する福祉サービスに関する市民の苦情に対する、申立ての受付、調査、審査、勧告及び意見表明に対する報告等	事務室 相談室		
災害ボランティアセンター	・災害発生時における被災地での災害ボランティア活動（受入れ、活動支援・調整等）を円滑に進めるための拠点の整備	-		-

エ 社会福祉協議会

機能名称	主な事業内容	主な諸室	
		専用	機能間共有
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第 109 条に基づく各種自主事業 ・ボランティア・市民活動センターの運営 ・権利擁護センター事業の受託・運営 ・自立相談サポートセンター事業の受託・運営 ・その他、募金活動等 	事務室 相談室 作業室 会議室	-

(2) 機能の配置等について

(仮称) 新福祉会館においては、以下のように、各機能間の連携を図るとともに、新庁舎との連携による効果として市民サービスの向上が期待できるゾーニングを検討します。

【保健福祉の総合的支援の充実】

- ◆ 各種健康診査を行う諸室を可能な限りワンフロアに配置し、利用者の利便性を図るとともに、予防接種などの保健衛生事業の実施、健康教育や健康づくりに関する講座等を実施します。
- ◆ 平成 32 年度の事業開始をめざす「子育て世代包括支援センター」の(仮称) 新福祉会館への移設に向け、保健センターと子ども家庭支援センターとが連携し、妊婦面接事業をはじめとする母子保健事業と子育て・子育て支援事業との相互連携による切れ目のない支援を行うため、可能な限り機能強化が図れるよう利用者支援のための情報提供・相談スペースの拡充や関係部署（新庁舎含む）との近接配置などを検討します。
- ◆ シルバー人材センターや悠友クラブ連合会を配置し、高齢者の就労・社会参加支援・生きがいづくりを推進するための利便性、他機関との連携等が図りやすいよう配置を工夫します。
- ◆ 障がいのある人の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図るため、通所型の障害者支援施設機能を設置し、障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくりに努めます。また、福祉共同作業所の利用者の特性へ配慮しながら、利用者と新たな施設を訪れる市民との交流を通じ、障がいの理解啓発を推進します。

【参加と協働による多様な活動の推進】

- ◆ 多くの市民が利用でき、多世代が交流できる場や、多様な市民の活動を支援し市民と行政の協働を推進するため、新庁舎や(仮称) 新福祉会館を訪れた市民が多様な活動を目にしやすい空間づくりとなるよう工夫します。
- ◆ 多様な市民の活動を支援し、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場として、多目的室等の活動スペースを設け、利用しやすく管理しやすい配置となるよう工夫します。

【地域福祉活動の推進】

- ◆ 福祉サービスの利用促進のため、福祉の総合的な相談窓口を含む各種相談機能等を配置し、新庁舎の関連部署、関係機関との連携による総合的な相談体制を構築します。

(3) 施設利用のための施設整備方針

ア 総合案内の設置

新庁舎との施設の多機能・複合化により、利用者へ各フロアの機能配置や業務内容等を分かりやすく案内することが必要となります。利用者への円滑な案内のため、施設のメイン入口正面に一元的な案内・受付ができるように、新庁舎・(仮称)新福祉会館共通の総合案内を配置し、同時に設置予定の情報ディスプレイ等と合わせて、利用者への適切な利用案内や情報提供等に努めます。

また、多目的室等の市民の活動スペースにおける部屋や備品等の貸出管理等への対応は、利用者の利便性を第一に、更に検討を行います。

イ ユニバーサルデザイン等の導入

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多くの利用者が日常的に利用しやすい施設とするため、「東京都福祉のまちづくり条例」等に留意して、ユニバーサルデザイン等を取り入れた施設整備を行い、施設を安全に利用できるよう整備します。

【主な具体例】

- ◆ 施設内のサイン計画として、視認性に配慮した色彩とするほか、音声誘導サイン、点字サインの併設や外国人などにも理解しやすいようなピクトサインの活用を検討します。
- ◆ トイレは「多機能トイレ」の各フロアへの設置をするほか、オストメイト対応の設備や子ども連れの方が利用しやすいような設備を設置します。
- ◆ 子どもの育ちと子育て支援の拠点という考え方から、東京都の「赤ちゃんふらっと」の基準を満たす設備となるよう配慮するとともに、トイレトレーニングが行えるよう、幼児用トイレ等の器具・設備を設置します。

ウ ICTの整備

① 電光掲示板（デジタルサイネージ）の活用

エントランスや各フロアのエレベーターホール等施設の見やすい場所に、施設で行われる行事イベント予定や多目的室、マルチスペースなどの利用状況に関する情報等必要な情報発信が可能な電光掲示板の設置を検討します。また、緊急時には、文字表示で告知するなど、災害等発生時にも必要な情報がすぐに掲示されるように検討します。

② 情報システムの構築

(仮称)新福祉会館内の各機能間の連携を考慮し、公共サービスの充実や、業務効率化等を図るとともに、市職員とその他利用者とのネットワークについて、完全に分離したセキュリティの確保に努めます。

また、旧福祉会館における集会室や学習室の利用申込は、インターネットに接続したパソコン、携帯電話、公共施設に設置した利用者端末を通じて、小金井市公共施設予約システムにより行うことができましたが、新たな施設における活動スペースの諸室の利用申込についても、公平に、そして便利にかつ簡単に、手続きを行うことができるような環境を整備していきます。

③ 市民への無線LANサービスの提供の検討

待合スペース等で無線LANが利用できるよう、市民向け無線LAN環境の整備を推進します。

エ 施設の安全管理の充実

(仮称)新福社会館は、多機能化により、機能ごとに開館時間が異なることが想定され、また、新庁舎との複合化により、多くの人が施設内に出入りすることが想定されるため、施設全体の利便性や安全性を確保した、最適なセキュリティ環境を構築します。

オ 施設へのアクセス整備

(仮称)新福社会館の建設場所は、市域のどこからでも訪れやすい中心地である「庁舎建設予定地」に整備されることから、施設利用者の利便性を考慮して自動車や自転車によるアクセス環境の整備が必要となります。(仮称)新福社会館は、障がい者や高齢者等をはじめとした施設利用者に配慮して、障がい者用を含め、駐車場や自転車駐輪場はできる限りゆとりをもって敷地内に整備します。

なお、新庁舎との複合施設としての整備した場合における設置必要台数や利用状況を踏まえ、自動車の駐車可能台数を126台、自転車の駐輪可能台数を400台と設定します。

第2章 管理運営体制について

1 管理運営の目標

(仮称) 新福社会館は新庁舎との多機能・複合化施設であり、各機能の利用時間帯や利用方法等がそれぞれ異なる施設が、永く市民に親しまれ、利用しやすい施設となるために、管理運営にあたっては以下の目標を設定し、施設全体の効率的な運用を行います。

- ◆ 行きたいところへ行きやすい機能配置や導線の効率化、開館状況に応じたセキュリティを確保する等、施設利用者の利便性の向上を図ります。
- ◆ 市民共有空間等のスペースを有効活用した効果的な運用を行い、多世代交流や市民協働を推進することにより、あらゆる市民が集う多世代交流を促進する場として効率的な管理を行い、施設利用者の利便性向上を図ります。
- ◆ 活動スペース機能は、高い稼働率を目指し、効率的な運用が可能となるよう工夫します。また、事業用に使用する予定の会議室等は、業務に支障がない範囲で開放できるよう検討します。
- ◆ 複合的な機能を有する施設全体の維持管理を効率的に行い、市民サービスの向上と経費の削減等を図る等、最適な管理運営体制を構築します。
- ◆ 施設利用者等の意見や要望、ニーズを把握し、施設の管理運営や事業の実施にフィードバックできる仕組みを構築します。

2 管理運営体制の検討

(1) 基本的な考え方

(仮称) 新福社会館は、多くの利用者が様々な目的で利用する多機能施設であり、新庁舎と同敷地に建設を計画している複合化施設です。上記の「管理運営の目標」実現に向けた検討に加え、複合化施設のメリットを最大限に活かした効率的な管理運営体制の導入を行う必要があり、施設において市の直営や業務委託、指定管理者制度を導入可能な部分など、業務範囲の区分を適切に行い、それぞれのメリット・デメリットを検討のうえ、管理面やコスト面で効果的・効率的かつ最適な体制を構築します。

(2) 最適な管理運営体制の導入について

ア 指定管理者制度について

市では多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、「公の施設」^(※)の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。従来、公の施設の管理は、地方自治法で規定された市の出資法人等の団体に限定されていましたが、平成15年9月の改正自治法の施行により、民間企業や各種法人など幅広い団体の中から施設を管理する団体を指定できるようになりました。

「公の施設」^(※)・・・地方自治法第244条第1項により「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義された施設のことをいいます。

イ 指定管理業務の範囲

指定管理者の業務範囲は、施設に共通する維持管理業務や総合受付、施設利用案内、諸室の貸出等といった業務に加え、施設や機能の設置目的に沿って、指定管理者の創意工夫により実施可能な事業の実施などを想定しています。

【指定管理業務の想定範囲】

①公の施設で行う事業の運営に関する業務
施設（機能）の設置目的に沿った事業の実施
②公の施設の使用の承認等に関する業務
貸出対象施設の利用予約受付、使用承認、使用料徴収、鍵の管理、その他必要な業務
③施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
ア 施設共通の維持管理業務及び附帯設備の維持管理に関する業務
建物・設備・備品の保守管理、修繕、清掃、警備、その他施設維持管理上必要な管理業務
イ 施設全般の管理運営
受付・利用案内、広報・広聴、機能間の連絡調整、入退館管理、業務報告書及び庶務経理書類の作成、その他必要な業務
④その他公の施設の管理に関する業務

(3) 業務範囲の検討

(仮称) 新福祉会館へ導入される各機能の事業実績や業務の特性を踏まえて、指定管理者制度が導入可能な業務範囲について、次表のように区分し、検討を行いました。

【業務範囲の区分】

機能区分		業務区分 ^(※1)			
用途区分等	機能名称	公の施設で行う事業の運営 ^(※1)	施設及び附帯設備の維持管理 ^(※2)	公の施設の使用の承認等 ^(※3)	
公の施設	市機関の事務所等	保健センター	市(直営)	管理委託	
		子ども家庭支援センター			
		福祉オンブズマン			
	市委託事業実施場所(行政目的内)	親子あそびひろば	市(委託)	管理委託 又は 指定管理	
		ファミリー・サポート・センター	市(委託)		
		福祉共同作業所	市(委託)		
		(仮称) 市民協働支援センター	市(委託)		
		福祉総合相談窓口	市(委託)		
		自立相談サポートセンター	市(委託)		
		権利擁護センター	市(委託)		
	団体事務室(行政目的外)	シルバー人材センター	団体運営		
		悠友クラブ連合会	団体運営		
		社会福祉協議会	団体運営		
		ボランティア・市民活動センター	団体運営		
	貸室(行政目的内)	多目的室	管理委託 又は 指定管理	管理委託 又は 指定管理	管理委託 又は 指定管理
		家事実習室			
マルチスペース					
会議室等					

(※1) 公の施設の機能設置目的の事業の実施等

(※2) 清掃、警備、施設機器類の保守点検等

(※3) 総合受付業務、貸出対象室の利用予約受付、使用承認、使用料徴収、鍵の管理等

(4) 管理運営体制の方向性について

上記(3)の業務範囲の区分のように、(仮称)新福祉会館の施設内のスペースの大部分は、行政機関の事務所等や市が委託している事業の実施場所として計画しており、施設の管理運営における業務範囲の区分は、市民の活動スペースである貸部屋部分を除くと、指定管理者が建物内で行う業務は施設及び附帯設備等の維持管理業務が中心になると想定されます。

新庁舎との複合化建設のスケールメリットを活かした設備機械室等の共有や共用スペースの活用等、複合化施設の管理運営を行う際の効率性を考慮すると、指定管理者制度による(仮称)新福祉会館の管理を単独で行うよりも、現検討段階においては施設及び附帯設備等の維持管理は新庁舎と一体的に行うことが施設の効用をより高め、市民サービスの向上につなげることができると考えられます。

なお、活動スペース等の貸室部分における貸出管理等については、どのような管理体制が適切か、今後の基本設計や実施設計と並行して更に検討を進めていきます。

第3章 施設の管理運営に関する基本事項

1 施設の開館時間・休館日

(1) 集約化対象施設等の現状

(仮称) 新福祉会館へ設置される集約化対象施設（機能）における現状の開館時間や休館日については、下表のとおりです。

施設（機能）名称	開館（利用）時間	休館日
保健センター	8:30～17:00	土、日、祝
子ども家庭支援センター	9:00～17:00	日、祝
ひろばスペース（子ども家庭支援センター）	10:00～16:00	日、月、祝
ファミリー・サポート・センター	9:00～17:00	日、祝
福祉共同作業所	9:00～16:00	土、日、祝
シルバー人材センター	8:30～17:00	土、日、祝
悠友クラブ連合会	8:30～17:00	金、土、日、祝
ボランティア・市民活動センター	8:30～17:00	土、日、祝
（仮称）市民協働支援センター準備室	8:30～17:00	土、日、祝
自立相談サポートセンター	8:30～17:00	土、日、祝
権利擁護センター	8:30～17:00	土、日、祝
障害者就労支援センター	8:30～17:00	土、日、祝
福祉オンブズマン	8:30～17:00	土、日、祝
社会福祉協議会	8:30～17:00	土、日、祝
【参考】旧福祉会館（集会室、学習室、家事実習室等）	9:00～22:00	第2・4火曜日

(注) 年末年始（12月29日～1月3日）は全施設休館

(2) 開館時間と休館日の考え方

(仮称) 新福祉会館の開館時間と休館日については、既存機能の集約化のほかに、福祉総合相談窓口を始め、新たな機能の導入が予定されていることもあり、以下の考え方を基本に設定します。

【基本的な考え方】

- ◆ 利用者の利便性とサービス向上のため、可能な範囲で開館時間・開館日の見直しを検討します。
- ◆ 幅広い利用者ニーズに柔軟に対応し、多くの市民が利用しやすいよう、施設に配置される機能を一体的に管理することを前提として、曜日や時間帯によって開館しているエリアに統一性を持たせた休館日や開館時間の設定を検討します。

(3) 新施設の開館時間・休館日

(2)の考え方から、開館時間及び休館日について、現時点では各機能を下表のように想定していますが、本市の地域特性、課題等に的確に対応できる拠点となるよう継続して見直し等を検討し、将来の市民ニーズの変化にも柔軟に対応できる施設を目指します。

実施 区分	機能名称	開館（受付・利用） 時間	休館日（※）							
			月	火	水	木	金	土	日	祝
窓口・ 事務事業 実施ス ペース	保健センター	8:30～17:00						休	休	休
	子ども家庭支援センター	9:00～17:00							休	休
	ひろばスペース（子ども家庭支援センター）	10:00～16:00	休						休	休
	ファミリー・サポート・センター	9:00～17:00							休	休
	福祉共同作業所	9:00～16:00						休	休	休
	シルバー人材センター	8:30～17:00						休	休	休
	悠友クラブ連合会	8:30～17:00					休	休	休	休
	（仮称）市民協働支援センター	9:00～21:00	休							
	ボランティア・市民活動センター	8:30～17:00						休	休	休
	福祉総合相談窓口	8:30～17:00						休	休	休
				（日曜日は、市役所休日窓口実施日のうち、税務関係取り扱い日（月1日）は開館予定）						
	自立相談サポートセンター	8:30～17:00						休	休	休
	権利擁護センター	8:30～17:00						休	休	休
	障害者就労支援センター	8:30～17:00						休	休	休
福祉オンブズマン	8:30～17:00						休	休	休	
社会福祉協議会	8:30～17:00						休	休	休	
活動 ス ペース	多目的室	9:00～22:00	休							
	（毎月1回第4火曜日を休館日とする）									
	家事実習室	休								
	（毎月1回第4火曜日を休館日とする）									
	マルチスペース	9:00～22:00								

（※）いずれの機能も年末年始（12月29日～1月3日）は休館

2 諸室の貸出

(1) 貸出対象の諸室と利用想定

(仮称) 新福祉会館には、市民の活動スペースとして多目的室や家事实習室を設置し、多様な市民の交流や生きがいがいづくりの場として、また旧福祉会館で行われていた実際生活に即する「学び」の場としてご利用いただくことを想定しています。

また、各機能間で共有して使用する会議室についても、休館日や業務時間外に可能な限り活動スペースとして貸出を行い、市民サービスの向上を図ります。

なお、現時点で貸出を想定している諸室等は以下のとおりです。

区分	名称	広さ (概数)	主な用途	(参考) 旧福祉会館	
				名称	広さ
活動 スペース	多目的室	合計 540 m ² 程度	説明会や講演会、各種講座の 開催、ボランティア団体、各種サ ークル活動などの団体活動が可 能	集会室 (5 室)	206 m ²
				学習室 (2 室)	105 m ²
				視聴覚室	105 m ²
				生活室	40 m ²
				団体利用室	22 m ²
	家事实習室	70 m ² 程度	調理台やレンジ等を設置し、調 理実習などに利用可能	家事实習室	71 m ²
会議室等	会議室 02	70 m ² 程度	業務時間外 (平日夜間及び休 日) 限定で、会議、講演会、研 修会、学習会等に利用可能	-	-
	会議室 03	80 m ² 程度			

(2) 利用時間区分

利用時間区分については、利用ニーズ等を踏まえ、より多くの方にご利用いただけるよう、下記のように設定します。

区分	名称	広さ (概数)	利用時間 (*1)							利用時間単位	
			月	火	水	木	金	土	日		祝
活動スペース	多目的室	合計 540 m ² 程度									1 時間
			9:00~22:00								
	家事实習室	70 m ² 程度									1 時間
			9:00~22:00								
会議室等 (*2)	会議室 02	70 m ² 程度								9:00~ 22:00	1 時間
			18:00~22:00								
	会議室 03	80 m ² 程度									1 時間
			18:00~22:00				9:00~22:00				

(*1) 全館休館日 (第 4 火曜日) は全ての諸室の利用はできません。

(*2) 各機能の事務事業等の使用が優先されます。

(3) その他の貸出対象施設等

施設の1階エントランスホール付近に、来館者等の交流やにぎわいを創出するスペースとして、多世代が気軽に立ち寄り、集まることのできる場（マルチスペース）を設置し、各種展示やイベント会場等としても広く多目的に活用できるよう、貸出も行います。

区分	名称	広さ（概数）	利用時間（※）							利用時間単位
			月	火	水	木	金	土	日	
活動スペース	マルチスペース	100㎡程度	9:00～22:00							1日

(4) 申込方法

（仮称）新福社会館におけるすべての諸室の使用申込手続きや使用の不承認の範囲など、旧福社会館や市公共施設の例を参考にしながら使用にかかるルールを検討します。

また、定期的に諸室を使用しようとする団体で、高齢者や障がい者及び市内に所在する社会福祉に関係する団体の申し込みにあたっては、旧福社会館の例を参考に優先予約の導入を検討します。

(5) 利用料金に関する基本方針

ア 受益者負担の原則

諸室の利用や貸出に際しては、「小金井市受益者負担基準」により定められた4つの基本原則「効率性の確保」「公平性の確保」「歳入の確保」「妥当性の確保」の観点から、「受益者負担」を原則とします。

イ 受益者負担率

「小金井市受益者負担基準」により定められた使用料の算定方法を基本としながら、貸し出す諸室の規模等や近隣自治体の類似施設等との比較も行い、適正な受益者負担率による料金を設定していきます。

ウ 減免制度の導入

受益者負担の基本原則から、利用者に対して応分の負担を求めることを基本的な考えとしつつ、社会政策的な配慮や特別な事情がある方の負担軽減を図るため、統一的基準を設けたうえ、利用料金の減免制度を設定します。具体的な減免対象等については、今後検討のうえ、必要に応じて条例、規則もしくは要綱等で定めることとします。

3 多機能・複合化による事業連携

(1) 施設内における機能連携

(仮称) 新福祉会館には、「地域共生社会を実現するための拠点」として、各施策に対応した機能を導入します。保健センターと子ども家庭支援センター等との連携強化による保健福祉施策の包括的な支援の実施や、福祉総合相談窓口とその他の各種の相談センター間の連携による複合課題に対応する包括的支援体制の構築など、各機能間の連携により市民サービスや利便性の向上が見込まれます。

また、高齢者分野のシルバー人材センターと悠友クラブ連合会が保健衛生や子育て分野の機能と同じ施設内に導入されることは、マルチスペースや多目的室、ひろばスペース等を通じた多世代交流の促進につながります。

(2) 新庁舎との機能連携

基本理念の実現や機能の効能を高めるには、保健福祉の総合的支援の充実や公共サービスの拠点としての充実度、少子高齢化等によるサービス需要の変化への対応が不可欠であり、地域共生社会の実現の推進には、市民の参加と協働の支えが必要です。新庁舎と(仮称)新福祉会館において整備する機能はそれぞれ補い、支えあう関係にあることから、多機能・複合化による施設整備は、福祉と行政のつながりの強化と市民サービスの利便性の向上が見込まれます。

4 災害時危機管理

(仮称) 新福社会館は、災害発生時には平常時の施設利用から機能転換を行い、新庁舎内に設置される災害対策本部や防災関係機関との連携を図りながら、保健センター内への医療救護活動拠点や災害薬事センターの設置とそれに伴う情報収集活動等や災害ボランティアセンターの設置・運営による、災害活動の中心的拠点としての役割を担うことを想定しています。

また、多目的室をはじめとした各活動スペースについても、医療救護活動拠点や災害薬事センター、災害ボランティアセンター機能を支えるオープンスペースとして、機能転換が行えるよう検討を行います。

【災害時機能転換想定図】

平常時		災害発生時	
機能名称	主なスペース	機能名称	主な活動機能
保健センター	事務室 事業用多目的スペース 各種健康診査室等	医療救護活動拠点 災害薬事センター	情報収集活動、医療相談窓口
ボランティア・市民活動センター	事務室	災害ボランティアセンター本部	災害ボランティアの受け入れ、活動の支援・調整
活動スペース	多目的室	災害対策用スペース	災害ボランティアセンター機能を支えるオープンスペースとして用途転換
	家事実習室		
	マルチスペース		
	会議室		
その他の機能	事務室、相談室等	災害対策用スペース	オープンスペースとして活用可能な部分については、必要に応じて用途転換